

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書

( 第 3 回 定 例 会 )

廿 日 市 市

#### 第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第18号	専決処分事項の報告について	1
報告第19号	専決処分事項の報告について	3
議案第82号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	5
議案第83号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	7
議案第84号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	9
議案第85号	廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服务等 に関する条例及び廿日市市非常勤消防団員に係 る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正 する条例	11
議案第87号	工事請負契約の変更について	13
議案第88号	市道路線の認定及び廃止について	15
議案第89号	工事委託契約の締結について	17
議案第90号	財産の取得について	19
議案第91号	財産の取得について	21
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	23



(報告第18号)

専決処分事項の報告について

(工事委託契約の変更について)

(施設整備課)

1 専決処分した理由

平成25年議案第71号により契約を締結することについて議決を得た廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約については、西日本旅客鉄道株式会社が発注した工事に入札差金が発生したことなどにより、委託金額を変更する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現委託金額	変更委託金額	減少額
743,670,000円	715,137,198円	28,532,802円

3 専決処分年月日

平成28年8月19日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。



(報告第19号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括支援センター)

1 専決処分した理由

平成28年5月9日地域包括支援センターの非常勤職員が、介護予防支援業務終了後、帰庁のため、病院の駐車場に駐車していた公用車を右後方に後退させたところ、駐車しようと右後方から進行してきた軽貨物自動車の側面に接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 28,797円

3 専決処分年月日

平成28年7月18日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

## 5 参照法令

### 民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第 8 2 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税及び固定資産税に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 市民税

ア 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。

イ 平成 30 年度から平成 34 年度までに限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が 1 万 2,000 円を超える場合において、同年中に健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っているときには、その超える部分について、8 万 8,000 円を限度に総所得金額等から控除する。

ウ 市内に住所を有する者が支払を受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等については、他の所得と区分し、その前年中の特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

(2) 固定資産税

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき設置された太陽光発電設備のうち、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得されたものに係る取得後 3 年



度分の課税標準の特例割合を3分の2と定める。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

## 2 施行期日

平成29年1月1日。ただし、1の(2)の改正規定については公布の日、1の(1)のイの改正規定については平成30年1月1日

## 3 根拠法令

### 地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 83 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の要旨

所得税法等の一部を改正する法律において外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例に関する規定を設けようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に対して所得割を課することとする。
- (2) 軽減判定に用いる金額に、市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を含めるものとする。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日

4 根拠法令

議案第 82 号説明書に同じ。



(議案第 8 4 号)

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(維持管理課)

1 提案の要旨

廿日市駅前自転車駐車場を移転することに伴い、次のとおり当該自転車駐車場の位置を変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市駅前 2 番 2 7 号	廿日市市駅前 1 番 7 号

2 施行期日

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日

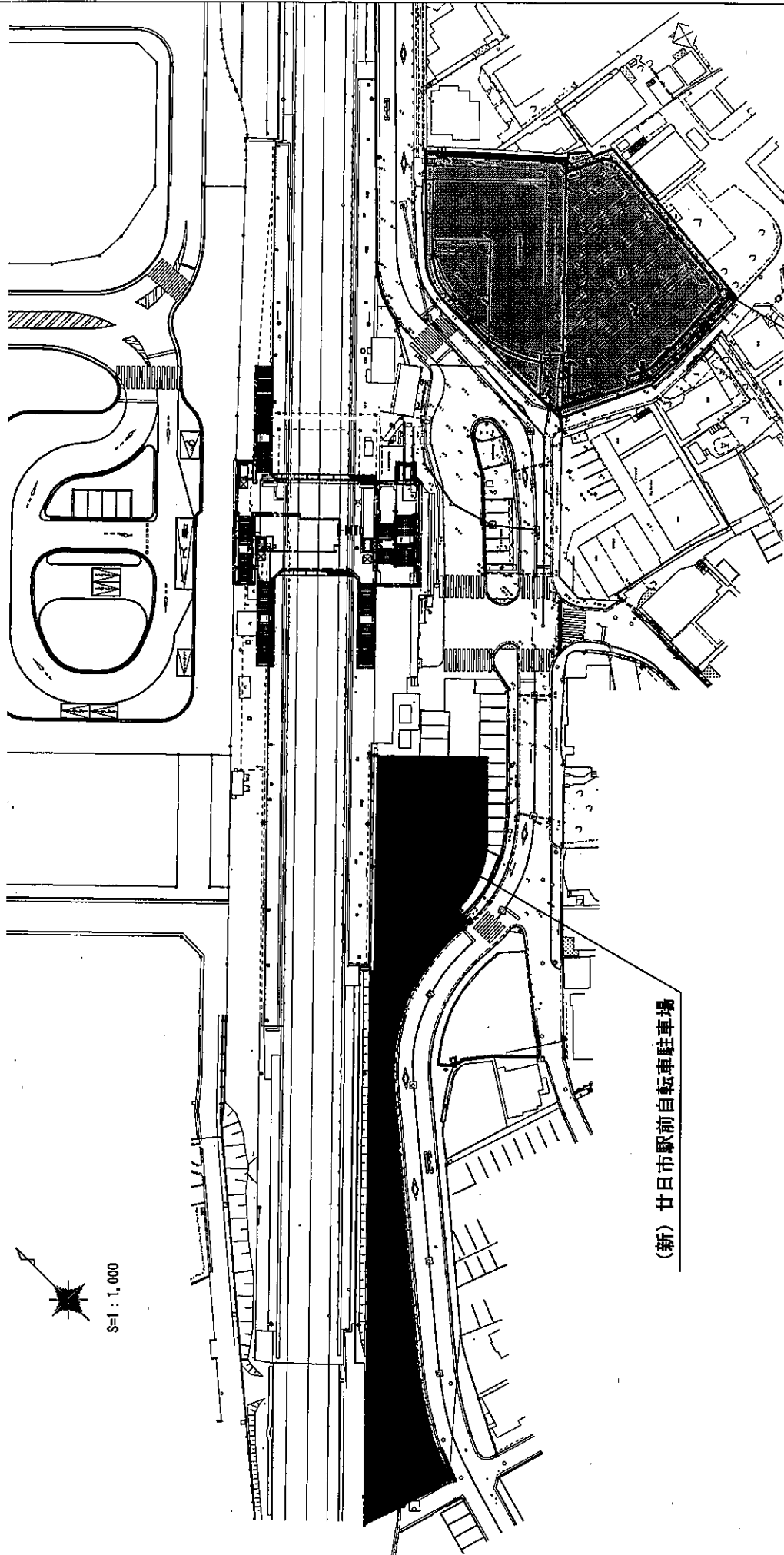
3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。



平面图



(新) 甘日市駅前自転車駐車場

(旧) 甘日市駅前自転車駐車場



S=1:1,000



(議案第 85 号)

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
及び廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

特定の業務のみに従事する団員を機能別団員と位置付け、その定員、報酬の額等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

ア 団員の定員のうち、70人を機能別団員とする。

イ 団員の資格要件に、消防団の区域内に通学する者を加える。

ウ 機能別団員には、年額10,000円の報酬を支給することとする。

エ 機能別団員には、従事する消防事務の内容により必要となる被服等を貸与することとする。

(2) 廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

ア 機能別団員には、退職報償金を支給しないこととする。

イ 機能別団員として勤務した年数は、勤務年数には算入しないこととする。

(3) その他規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

消防組織法

第19条

② 消防団員の定員は、条例で定める。

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身



分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤消防団については条例で定める。

第25条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

(議案第 87 号)

## 工事請負契約の変更について

(契 約 課)

### 1 変更の理由

平成 27 年議案第 80 号により契約を締結することについて議決を得た本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたものである。

### 2 変更の内容

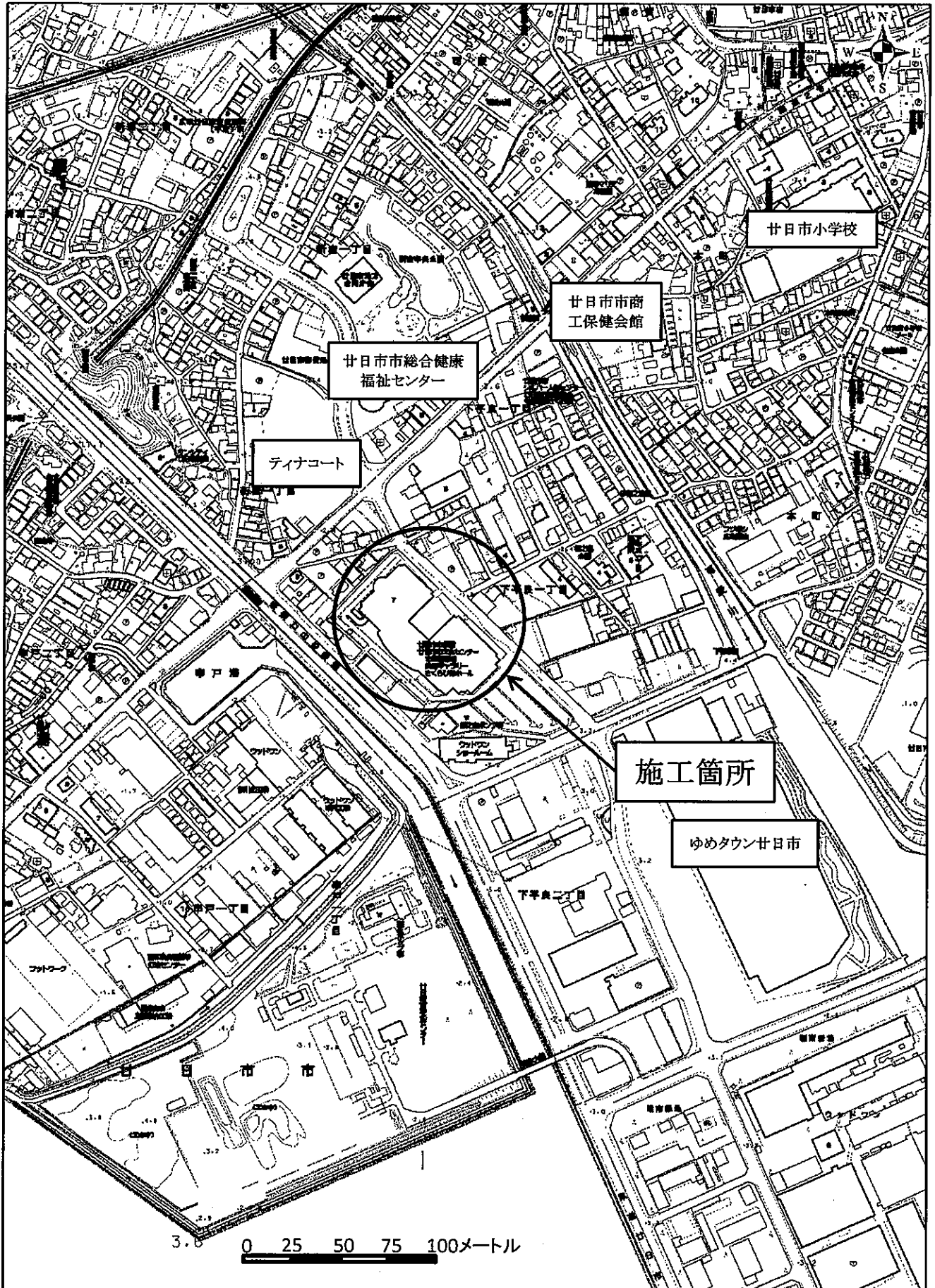
現 請 負 金 額	変更請負金額	増 加 額
232,200,000円	277,423,920円	45,223,920円

### 3 根拠法令

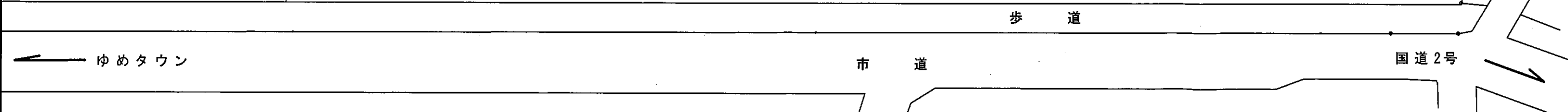
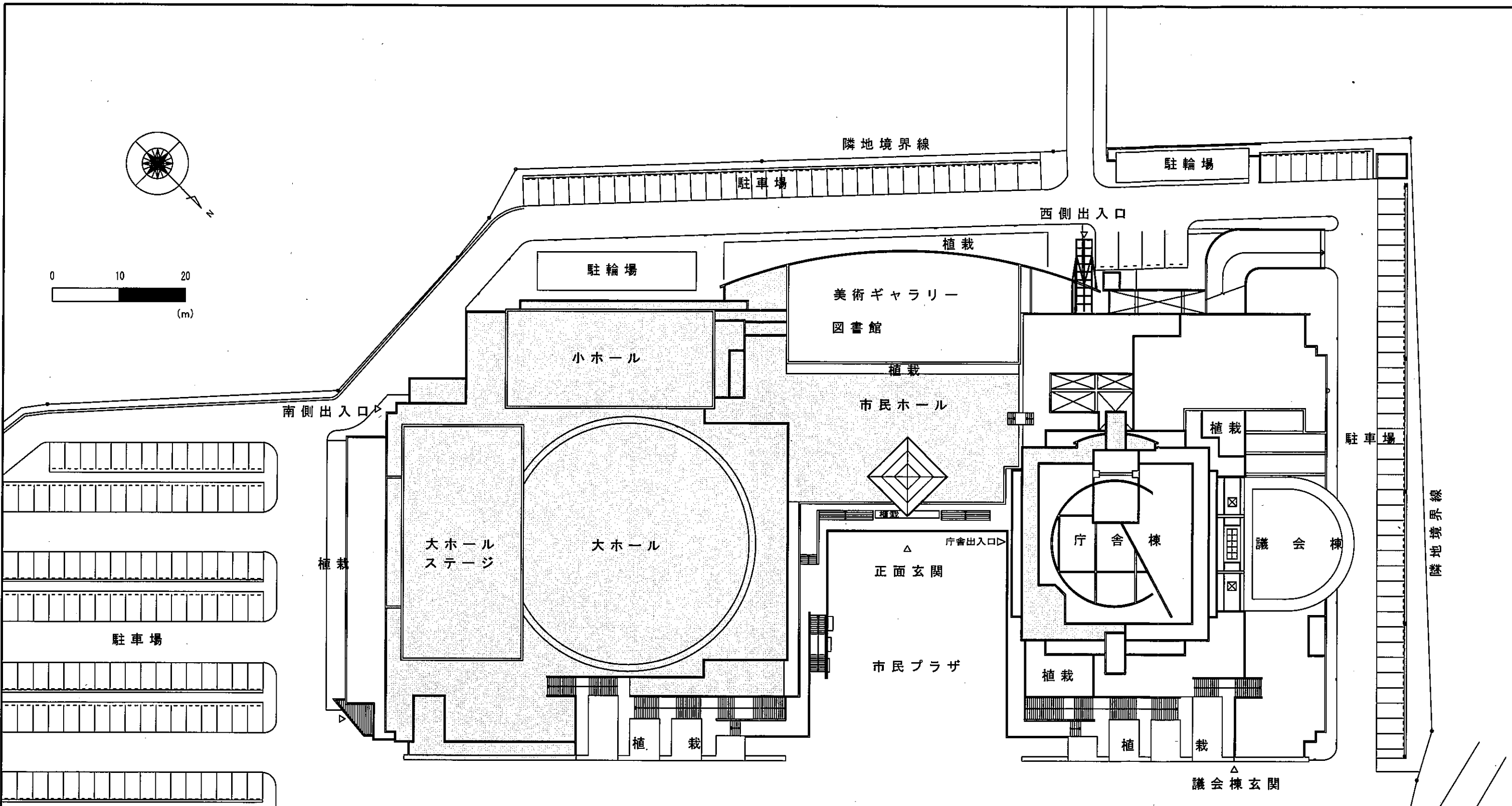
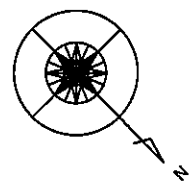
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

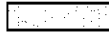


# 本庁舎・文化センター 位置図



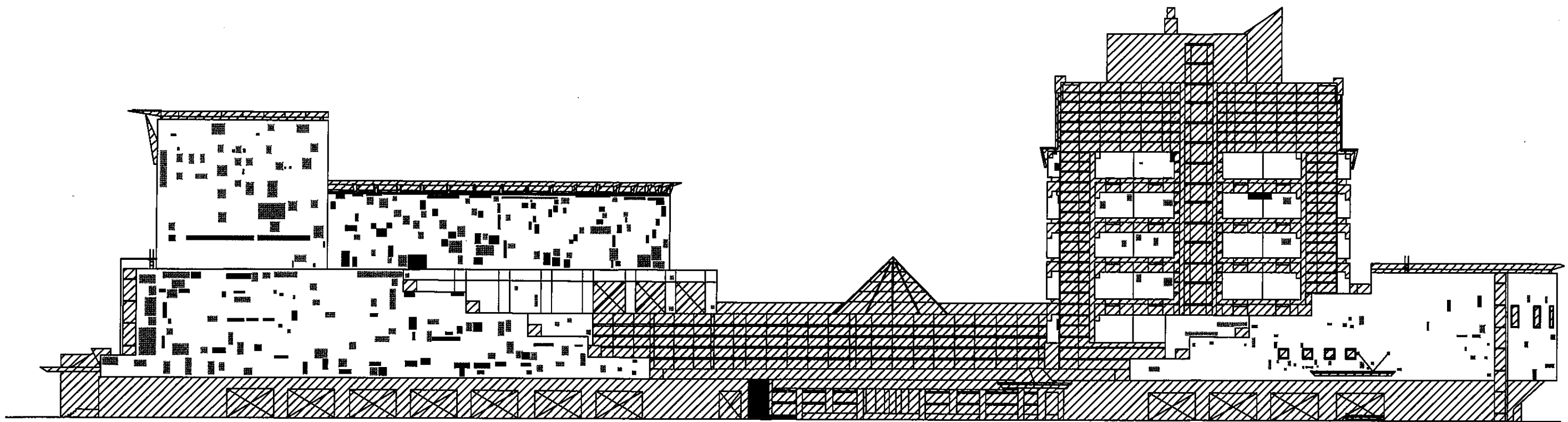




※凡例  
 屋上防水改修工事範囲

配置図

工事名  
 本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事  
 図面名  
 配置図



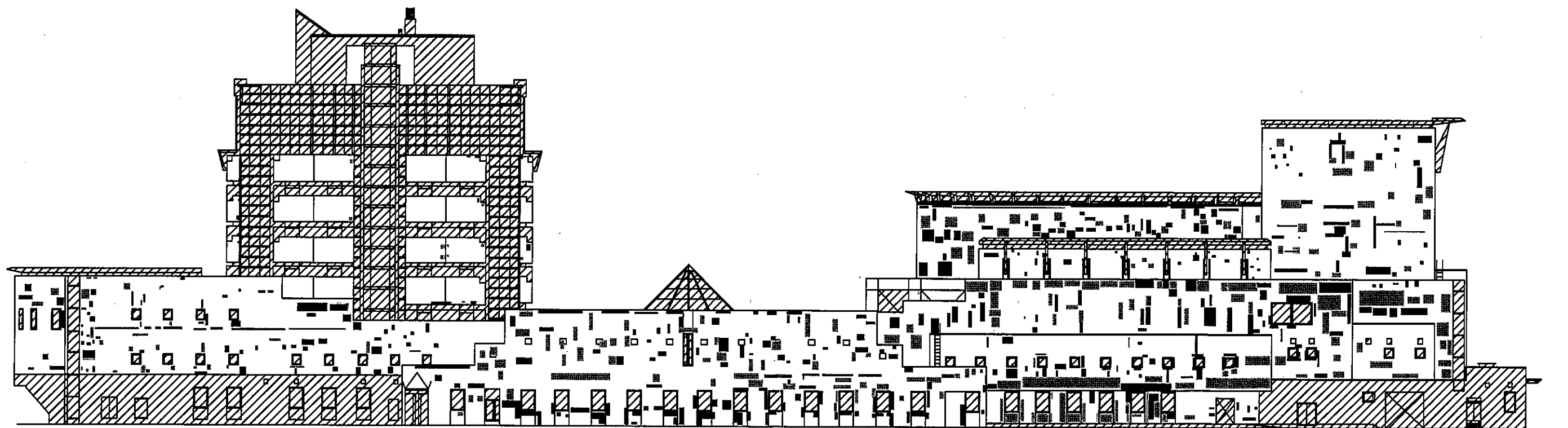
東立面図

凡例

- : タイルの浮き部分(当初設計部分)
- : タイルの浮き部分(今回追加部分)
- : タイルの仕上げ部分
- ▨ : 窓ガラス、石材仕上げ等部分

0 5 10 (m)

工事名  
本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事  
図面名  
東側立面図



西立面図

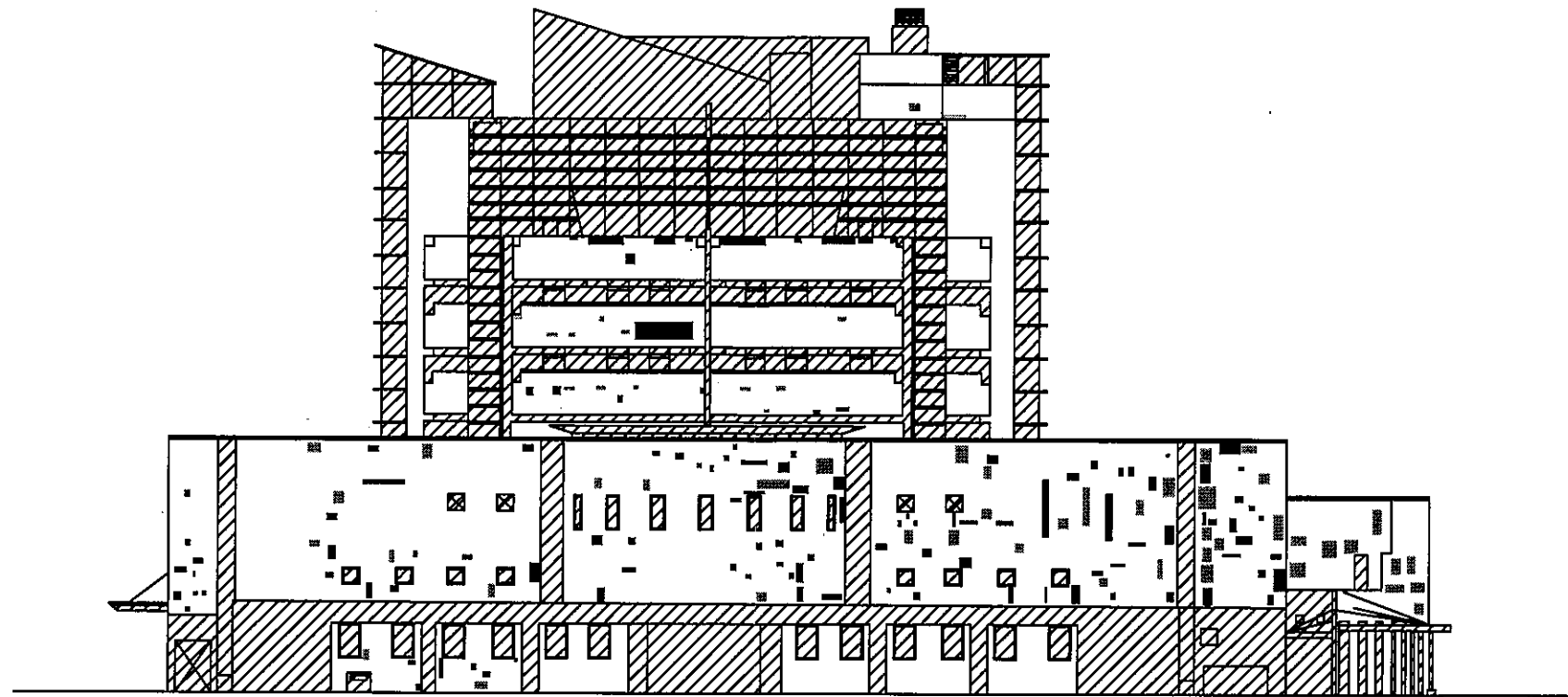
凡例

- : タイルの浮き部分(当初設計部分)
- : タイルの浮き部分(今回追加部分)
- : タイルの仕上げ部分
- ▨ : 窓ガラス、石材仕上げ等部分

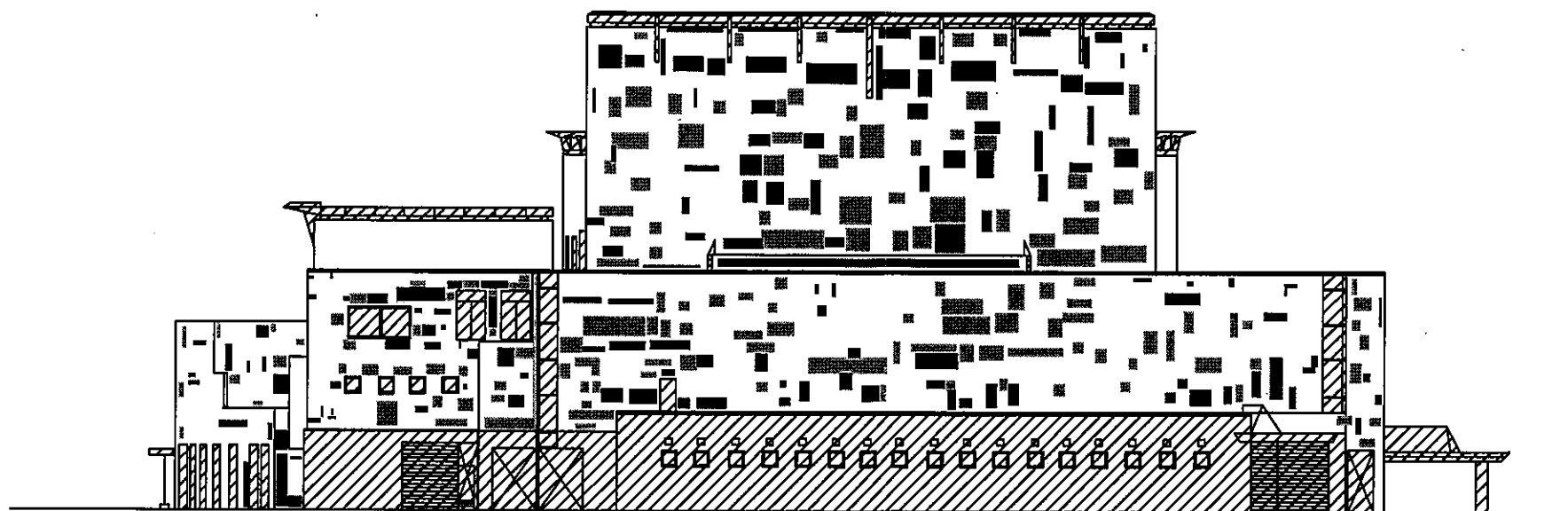
0 5 10 (m)

工事名  
 本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事  
 図面名  
 西側立面図 - 13-5 -






北立面図



南立面図

凡例

- : タイルの浮き部分(当初設計部分)
- : タイルの浮き部分(今回追加部分)
- : タイルの仕上げ部分
- ▨ : 窓ガラス、石材仕上げ等部分

0 5 10  
 (m)

工事名  
 本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事  
 図面名  
 北・南立面図

(議案第 88 号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

土地区画整理事業の実施に伴い、起点の変更が必要となった道路を次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
708	城内八幡神社線	土地区画整理事業の実施に伴い、起点の変更が必要となったため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線などを次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
162	城内線	土地区画整理事業の実施に伴う新設道路の整備により不用となったため
569	国鉄駅裏線	
708	城内八幡神社線	路線が重複することとなるため
4110	大国6号線	周辺の土地利用の変化により不用となったため

2 根拠法令

道路法

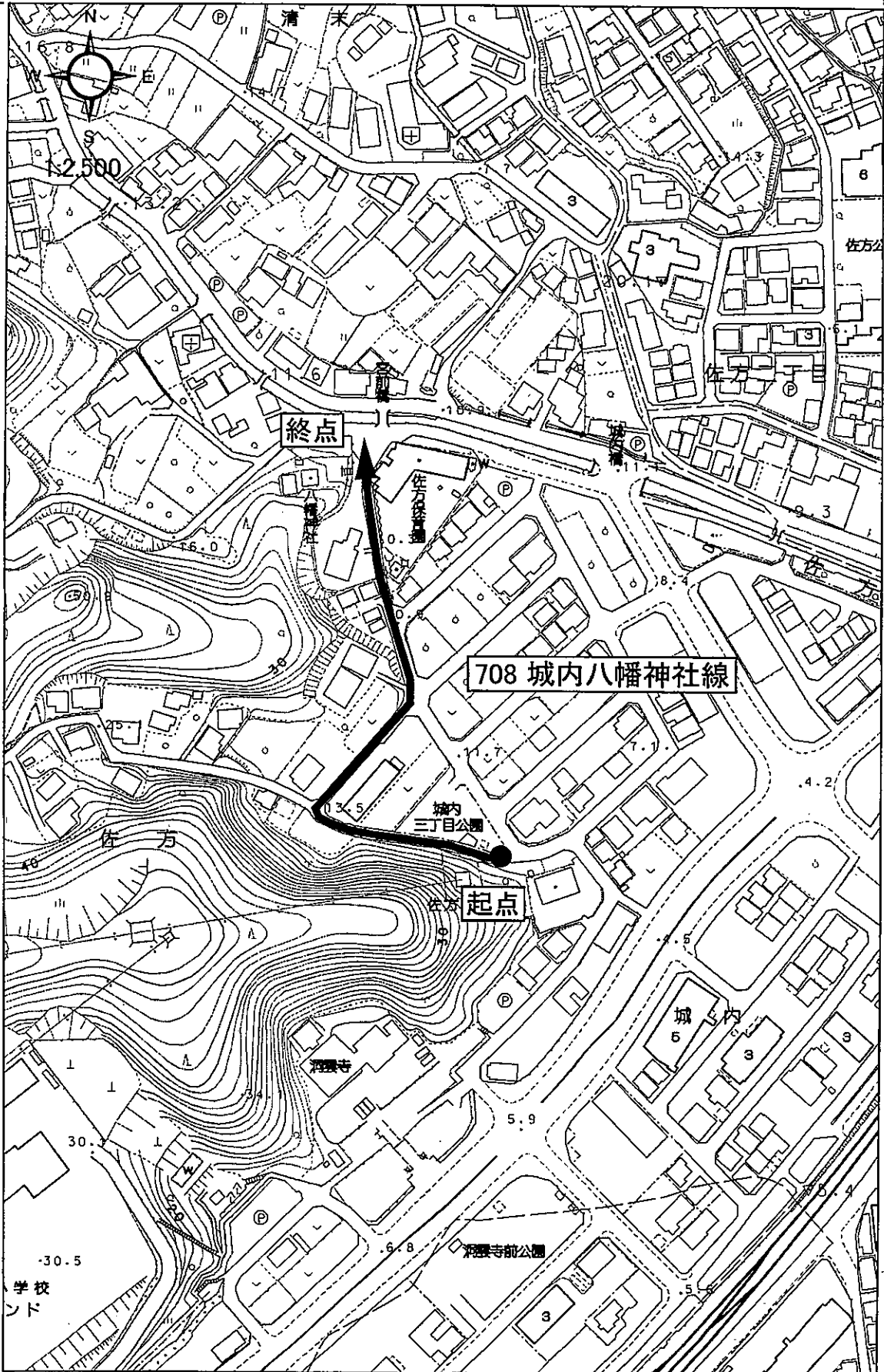
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

# 認定路線図 1









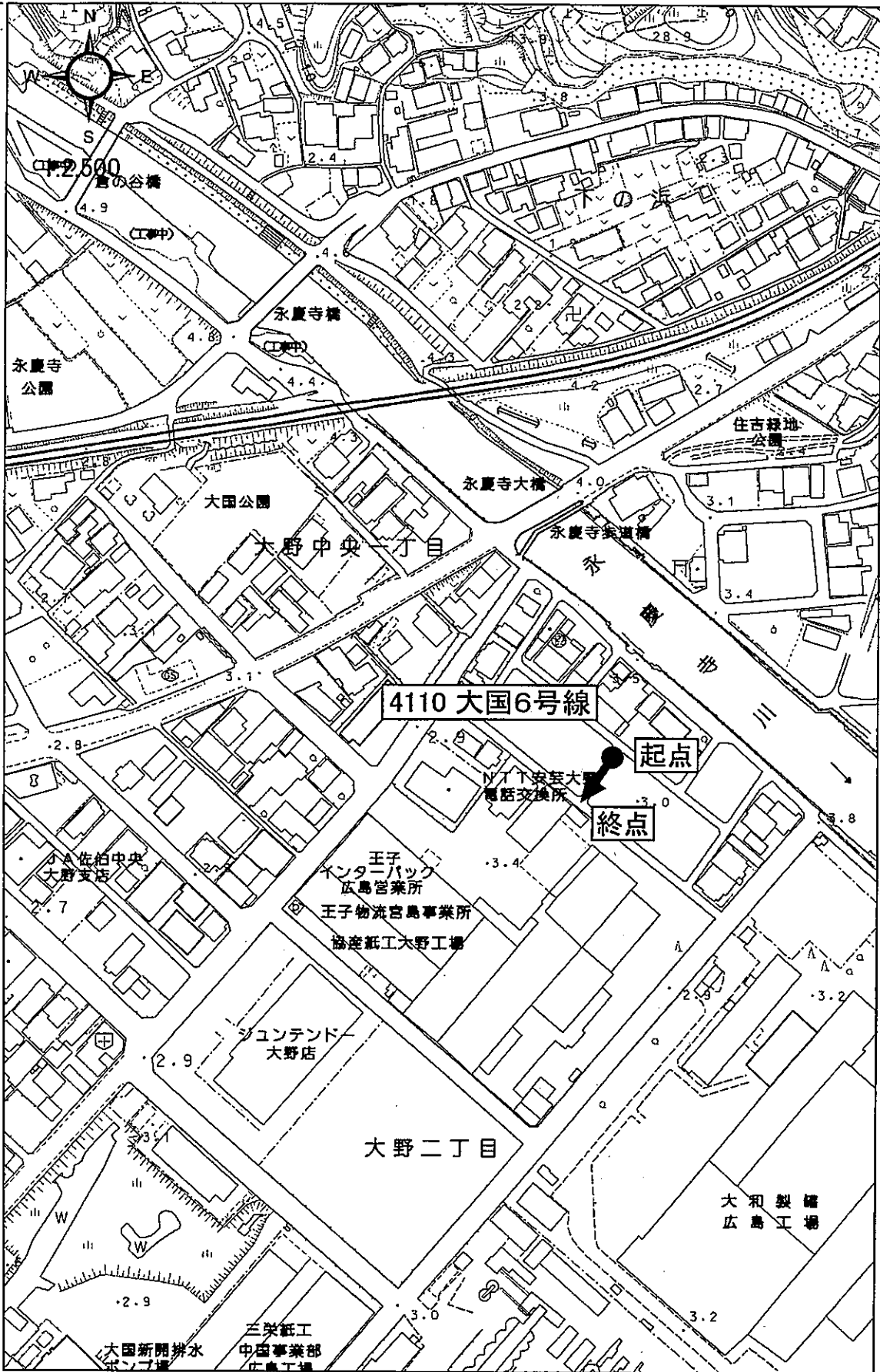
# 廃止路線図 2







# 廃止路線図 3





(議案第 89 号)

工事委託契約の締結について

(下水道課)

1 提案の要旨

廿日市市沖塩屋二丁目 6496 番 3 において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設（塩屋沖汚水中継ポンプ場）建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設（塩屋沖汚水中継ポンプ場）建設工事

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

(2) 委託金額 191,000,000 円

(3) 受託者 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号

日本下水道事業団

理事長 谷戸善彦

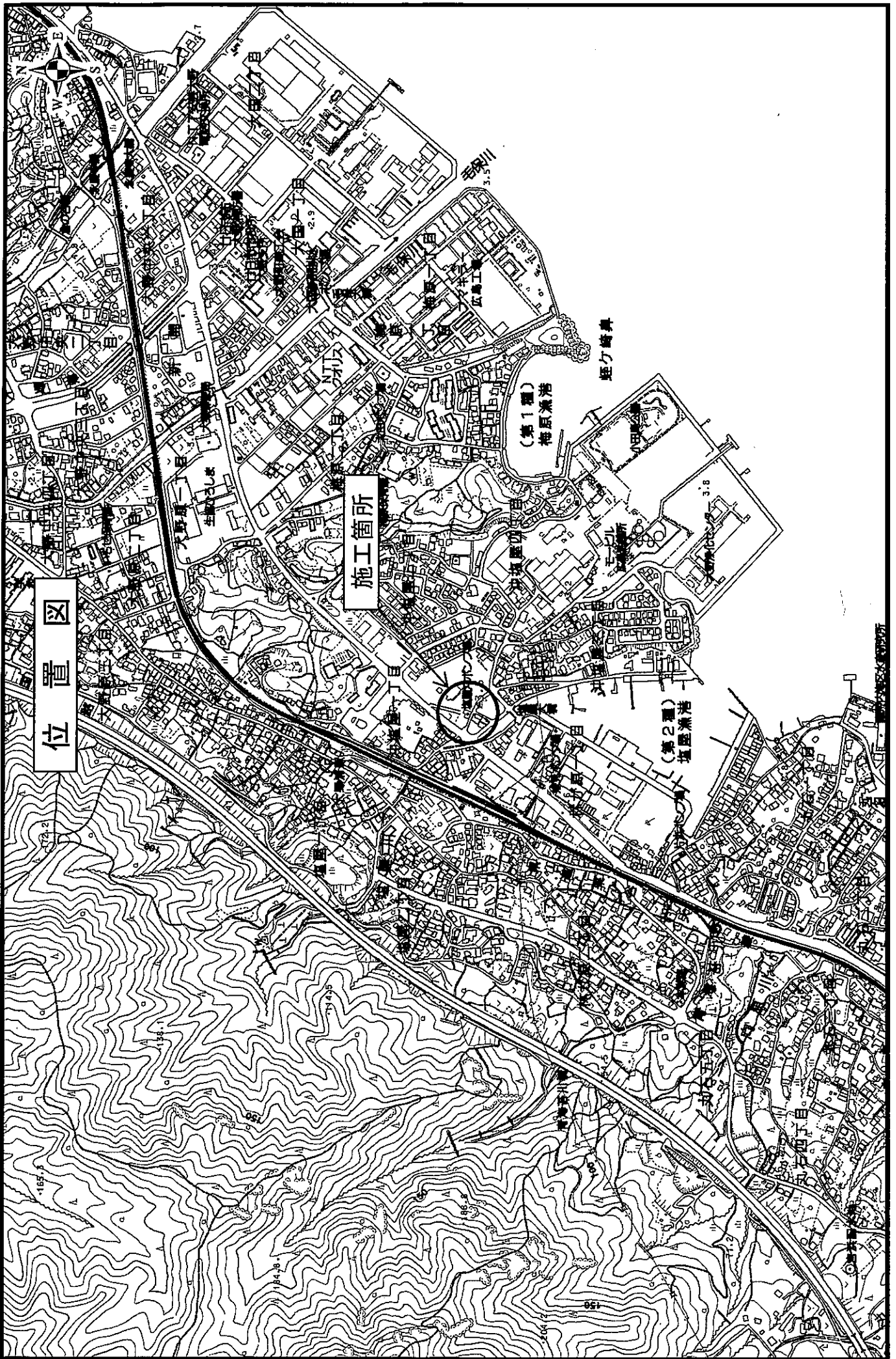
(4) 工期 議決の日の翌日から

平成 29 年 3 月 31 日まで

3 根拠法令

議案第 87 号説明書に同じ。



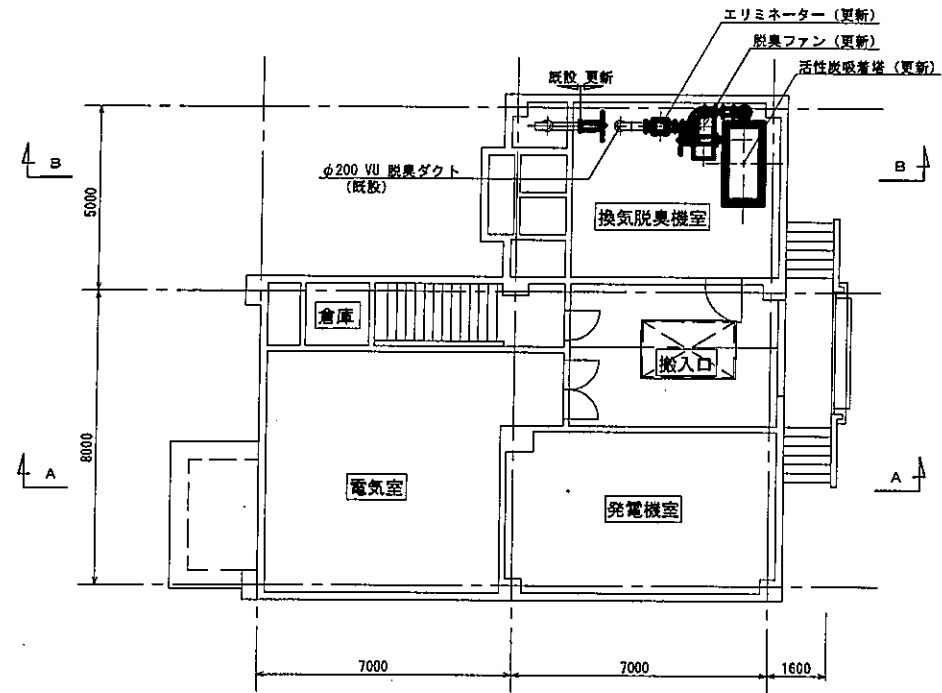


1:10,000

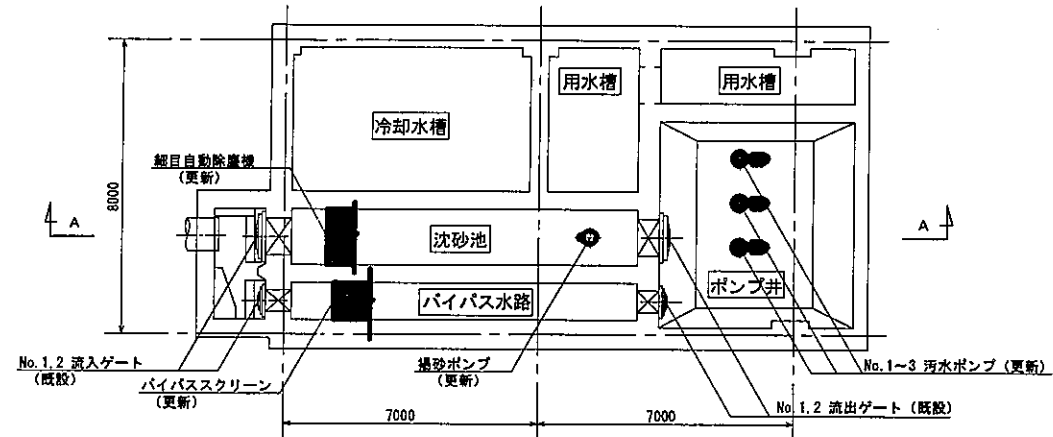


廿日市公共下水道根幹的施設  
 (塩屋沖汚水中継ポンプ場) 建設工事委託

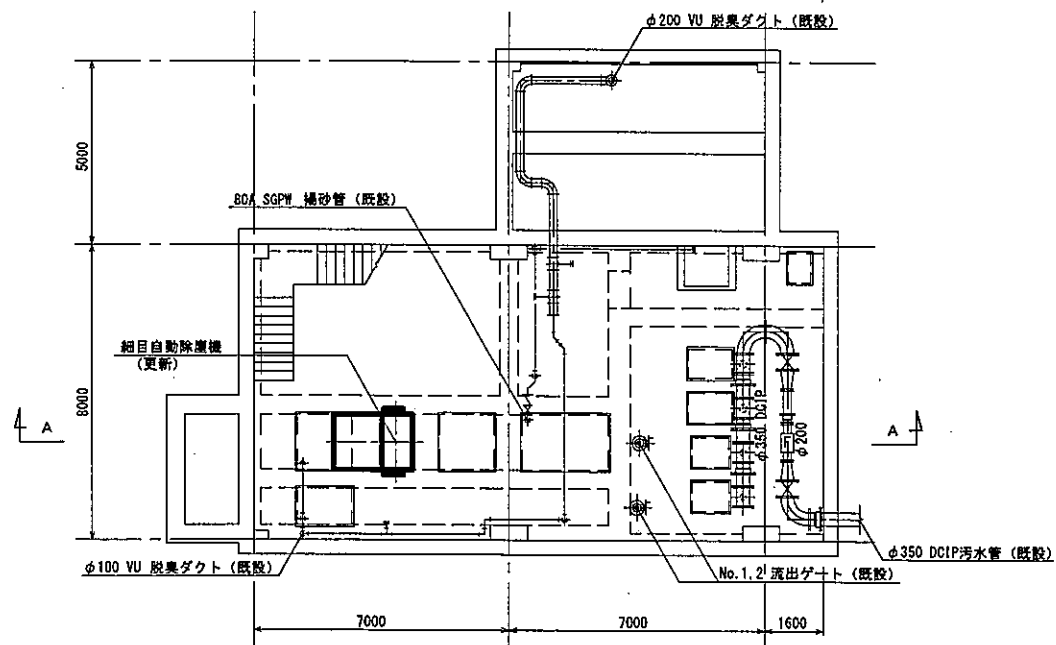
機械設備 平面・断面図



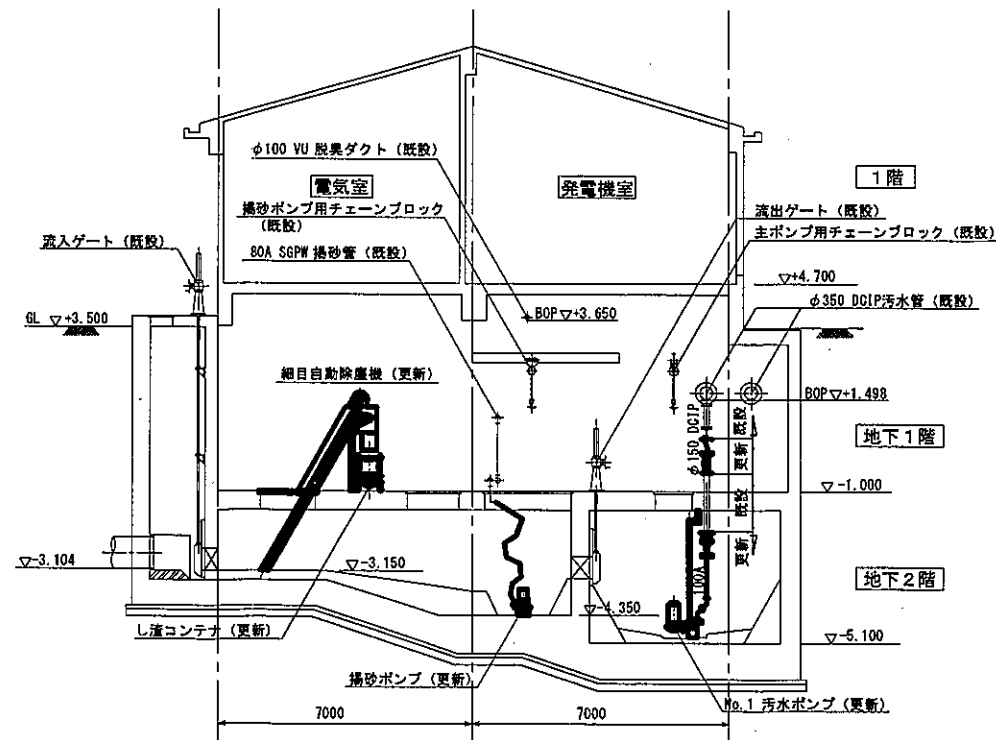
1階平面図



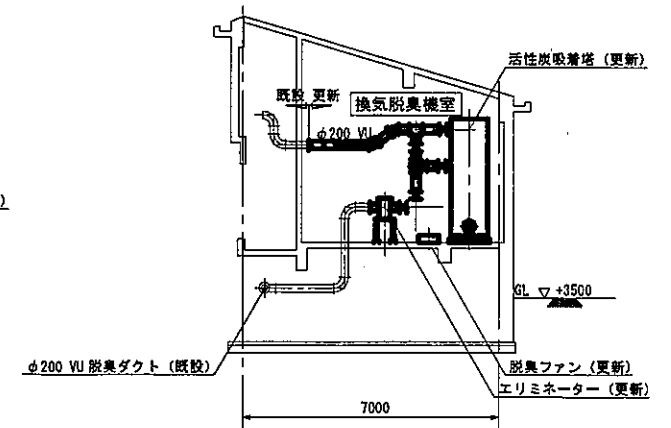
地下2階平面図



地下1階平面図



A-A 断面図



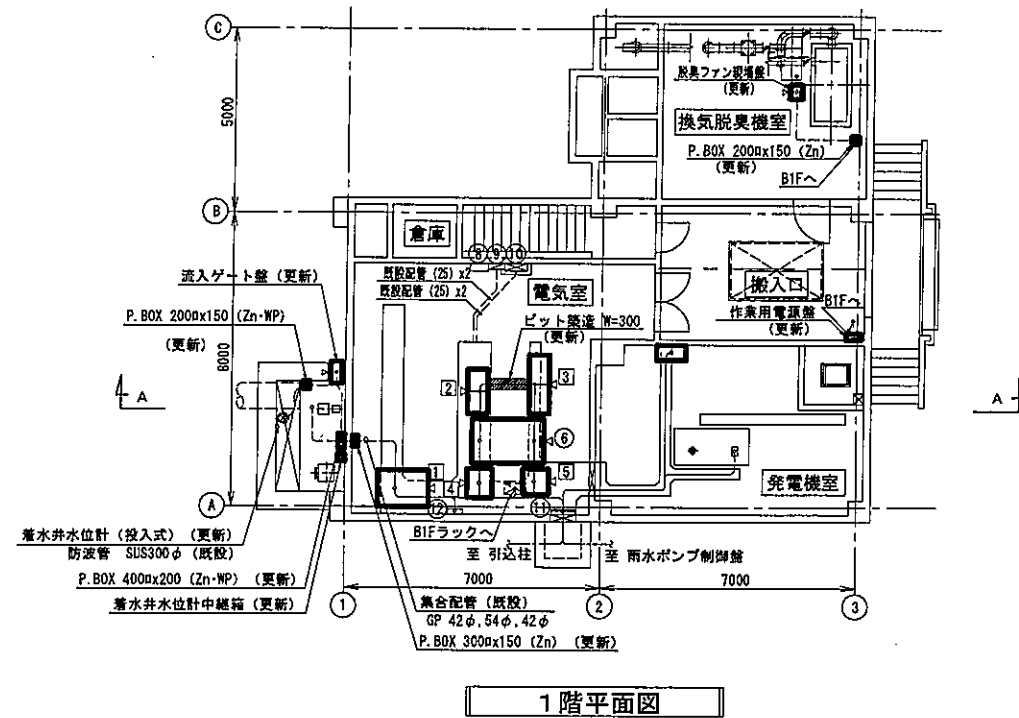
B-B 断面図



# 廿日市公共下水道根幹的施設

## (塩屋沖汚水中継ポンプ場) 建設工事委託

### 電気設備 平面・断面図

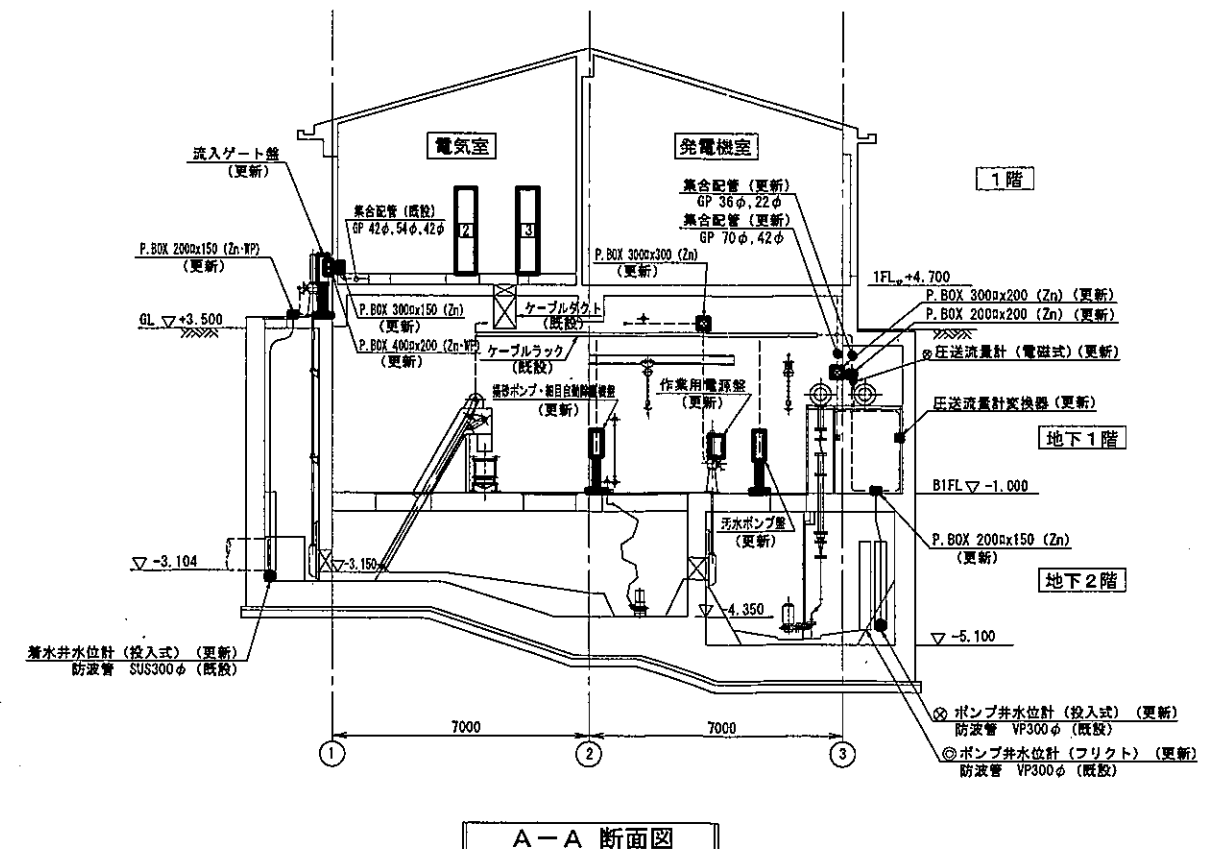
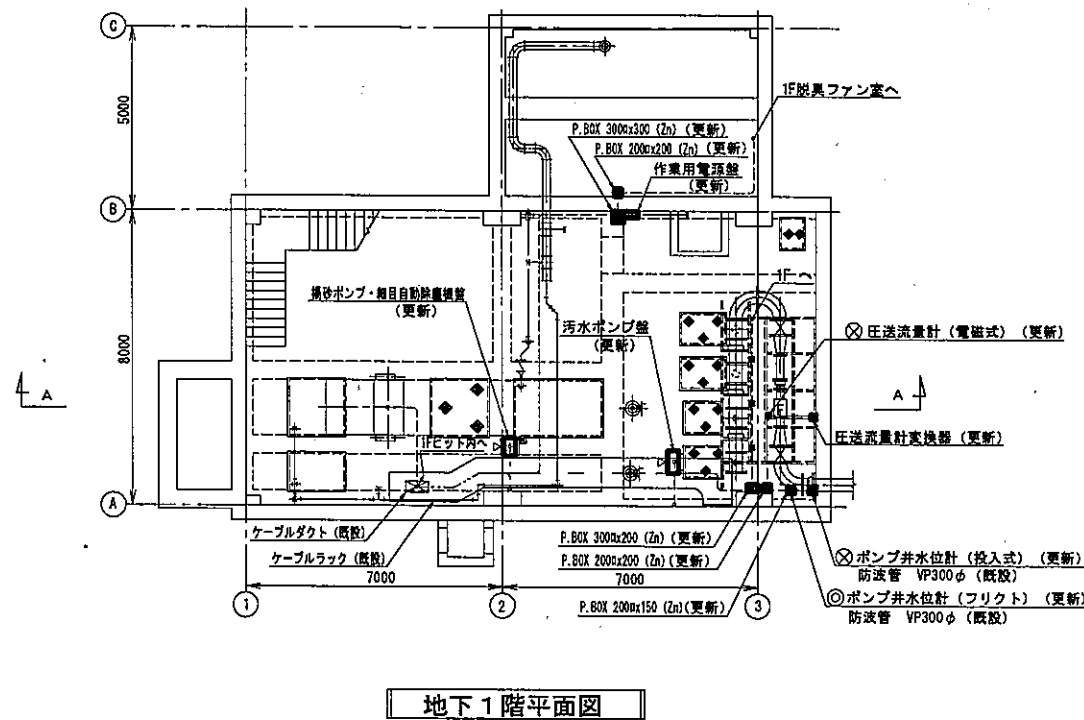


機器一覧表

No	盤名称	盤記号	備考
①	直流電源盤	DC-01	更新
②	ポンプ設備 コントロールセンタ	CC-01	更新
③	ポンプ設備 補助継電器盤	RB-01	更新
④	計装盤	KP-01	更新
⑤	テレメータ盤	S-TM-01	更新
⑥	動力照明主幹盤	L-2	機能増設
⑧	安定器収納盤		既設
⑨	電灯盤		既設
⑩	動力盤		既設
⑪	接地端子箱		既設
⑫	保安器箱		既設

注記

- 更新機器を示す。
- 機能増設を示す。
- 既設機器を示す。
- 特記なきものは、全て既設とする。
- : はケーブルビット・ダクト内配線を示す。
- : はケーブルラック配線を示す。
- : は配管配線を示す。



(議案第90号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 化学消防ポンプ自動車

数 量 1台

3 取得価格 56,970,000円

4 相手方 広島市中区本通7番26号

株式会社 クマヒラセキュリティ

代表取締役 今 中 英 治

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



(議案第91号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

消防団大野分団に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 消防ポンプ自動車

数 量 1台

3 取得価格 11,448,000円

4 相手方 広島市中区大手町五丁目3番12号

株式会社 吉谷広島支店

支店長 犬 山 達 也

5 根拠法令

議案第90号説明書に同じ。



(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 西本タツ子委員、原いち代委員、山中攻治委員及び岡崎和生委員は、平成28年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

西 本 タツ子 (再任)

原 一 代 (再任)

山 中 攻 治 (再任)

岡 崎 和 生 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 一 代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

白 築 京 子

西 田 弘 展

梅 本 光 子

増 田 育

## 2 根拠法令

### 人権擁護委員法

#### 第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。